



平成 27 年 3 月 13 日

各 位

上場会社名	名鉄運輸株式会社	
代表者	代表取締役社長	柴田 雄己
(コード番号	9077)	
問合せ先責任者	代表取締役専務経営管理統括	杉浦 実
(TEL	052 - 935 - 5721)	

固定資産の譲渡に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 13 日開催の取締役会において、以下のとおり、固定資産を譲渡することについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 譲渡理由

当社は、有利子負債の削減による財務体質の改善及び関東地区の支店再編による運送業務の効率化を図るため、深川支店の土地を譲渡することといたしました。なお、これにより深川支店は閉鎖いたしますが、千葉県野田市に新支店を開設する予定であります。今後ともさらなる支店等事業所の再編を進め、業務効率の向上を目指してまいります。

2. 譲渡資産の内容

内容	帳簿価格	譲渡価格	現況
東京都江東区扇橋一丁目 13 番 6 ほか 土地 11, 143. 13 m ²	5, 654 百万円	10, 000 百万円	運送事業 の支社・支店

3. 譲渡先の概要

(1) 名称	名鉄不動産株式会社	
(2) 所在地	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 26 番 25 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 福嶋 敏雄	
(4) 事業内容	不動産業	
(5) 資本金	40 億円	
(6) 設立年月	昭和 34 年 12 月	
(7) 当社と当該会社の関係	資本関係	記載すべき資本関係はありません。
	人的関係	記載すべき人的関係はありません。
	取引関係	記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への 該当状況	当該会社は当社と同一の親会社をもつ会社 であり、関連当事者に該当いたします。

4. 譲渡の日程

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 取締役会決議 | 平成 27 年 3 月 13 日 |
| (2) 契約締結日 | 平成 27 年 3 月 13 日 |
| (3) 物件引渡期日 | 平成 29 年 3 月期 (予定) |

5. 今後の見通し

当該固定資産の譲渡に伴い、平成 29 年 3 月期の個別決算及び連結決算において特別利益を計上する見込みであります。現時点では譲渡に伴う必要経費が未確定のため、金額は未定であります。譲渡益が半明次第、速やかに開示いたします。

6. 支配株主との取引等に関する事項

本件取引における譲渡先である名鉄不動産株式会社と当社は、ともに名古屋鉄道株式会社が親会社であることから、支配株主との取引等に該当いたします。

なお、平成 26 年 9 月 26 日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「当社は、親会社である名古屋鉄道株式会社の企業グループにおいて、主要事業の一つである運送事業において主要な役割を果たしておりますが、同グループ内における当社の事業内容は明確に区分された事業領域となっております。

当社と親会社との取引関係では、親会社の企業グループ会社との間で資金の貸付・借入及び不動産の賃貸借を行っておりますが、事業上の意思決定及び経営の独立性に影響を及ぼすことはなく、経営計画や設備投資、要員採用につきましても自らの経営責任で行っております。

また、それ以外の取引を当社と親会社が行う場合につきましても、社会通念上の一般の取引条件と同様の考え方で取引を行うことを基本方針としており、取引内容及び条件の妥当性につきましても、当社取締役会におきまして十分な審議のうえ、その決議をもって取引を行っております。親会社の取締役を兼務しております取締役、監査役につきましても当社の取締役会を支配する状況にはありません。

こうしたことから、当社独自の経営判断による事業活動並びに経営上の意思決定を阻害される状況にはなく、親会社からの独立性は十分に保たれており、親会社との取引等におきましても、少数株主に不利益を与えることはない体制が担保されているものと認識しております。」

当社においては、本件取引は当該指針の内容に適合していると判断しております。

(1) 公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

本件取引に係る売買契約を締結するにあたり、公正性を担保するため譲渡対象資産について当社は第三者算定機関に不動産鑑定を依頼し、その算定結果を参考に近隣の売買事例等を勘案しながら名鉄不動産株式会社と交渉・協議のうえ、譲渡価格を決定しており取引内容・取引条件等は適切であると判断しております。

また、少数株主保護の観点から、取締役河野英雄、取締役内田互は特別利害関係人に該当すると判断し、かかる決議には参加しておりません。さらに、独立役員である社外監査役が本日開催の取締役会に出席して、本件取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。

(2) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない石川恭久法律事務所より、本件取引の目的及び合理性、交渉過程、対価の妥当性等の観点から総合的に判断し、本件取引が少数株主にとって不利益なものではないとの意見書を平成 27 年 3 月 13 日に入手しております。

以上